

議案参考資料

[令和6年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当

議案名

議案第70号 桐生市地域振興基金条例案

趣旨・目的

新市建設計画の計画期間が令和7年度末で終了となりますが、今後も市民の連帯の強化及び地域振興を図るための事業の財源を確保するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、桐生市地域振興基金条例を制定しようとするものです。

概要

1 地域振興基金とは

市民の連帯の強化及び地域振興を図るために設置する基金であり、新市建設計画に位置付けられた事業の財源として活用することができます。

基金積立の主な財源は合併特例債であり、元利償還金の70%について、普通交付税の措置（基準財政需要額に算入）が講じられます。

また、基金は、前年度末までに起債償還が終了した金額の範囲内で、取崩しをすることができます。

2 基金の財源	合併特例債（約95%）	25億	810万円
	一般財源（約5%）	1億3,209万5千円	
	合計（基金積立額）	26億4,019万5千円	

3 財政負担の内訳（利子分は除く）

交付税措置	17億5,567万円（起債額の70%相当）
市の将来負担	7億5,243万円（起債額の30%相当）
市の一般財源	1億3,209万5千円（基金積立時の負担額）
合計	26億4,019万5千円

- 4 充当事業 新市建設計画掲載事業であり、
- ①新市の一体感の醸成に資するもの
 - ②旧市町村単位の地域振興に資するもの

(施行期日：公布の日)

背景・経過

平成 17 年度に合併した当時は起債残高が多く、実質公債費比率も 14.0% と高い状況でしたが、その後、過去の起債償還が進み、近年は主に交付税措置の高い有利な起債を借入していることなどから、令和 5 年度決算においては、実質公債費比率が健全化判断比率の基準値を大きく下回る 4.4% まで改善しました。

このような状況を鑑み、発行期限が令和 7 年度末に迫っている合併特例債を有効に活用し、今後も、市民の連帯の強化や地域振興のための事業の実施に必要な財源を確保するため、基金を設置するものです。

※合併特例債：市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）
第 11 条の 2 に規定された地方債